


## 環境報告に対する第三者審査

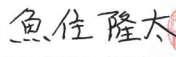

環境情報の信頼性・網羅性の向上のために2004年度データより第三者審査を受審しています。



「クボタ CSR 報告書 2006」の「環境報告」に対する独立第三者の審査報告書

平成 18 年 6 月 2 日

株式会社クボタ  
代表取締役社長 幅掛大輔 殿

あずさサステナビリティ株式会社  
(あずさ監査法人グループ)  
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号  
代表取締役社長    
(環境主任審査員、環境計量士、公認会計士)

- 1. 審査目的及び対象範囲**

審査の目的は、株式会社クボタ（以下、「会社」という。）が作成した「クボタ CSR 報告書 2006」の「環境報告」（以下、「環境報告」という。）に記載の 2005 年度の環境パフォーマンス指標、環境会計指標（以下、「指標」という。）の信頼性について、独立した立場から当社の結論を表明することにある。環境報告の作成責任は経営者にあり、当社の責任は独立第三者として実施した審査の結論にある。
- 2. 審査基準及び判断規準**

当社は、「国際保証業務基準 (ISAE) 3000 (改訂版)」（平成 15 年 12 月 国際会計士連盟）を参考にして審査を行った。また、「環境報告書ガイドライン (2003 年度)」（平成 16 年 3 月 環境省）等を参考にして会社が定めた把握・集計・開示基準を審査における判断規準とした。
- 3. 審査手続**

当社の実施した主な審査手続は以下のとおりである。

  - ・環境報告の作成・開示方針についての質問
  - ・指標に関して会社の定める基準の検討
  - ・指標の把握方法及び集計プロセスについての質問並びに内部統制の整備・運用状況の評価
  - ・会社が定めた基準に従って指標が把握、集計されているかについて、サンプリングによる原始証憑との照合並びに計算突合の実施
  - ・一部国内の工場に対する現場視察
  - ・指標の表示の妥当性に関する検討
- 4. 審査の結論**

当社は、上記審査手続を通じて結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した。指標について、会社が定めた基準に基づいて把握・集計・開示がなされていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

会社と当社との間にはわが国の公認会計士法の規定に準じた記載すべき利害関係はない。

以 上

### 工場往査



堺臨海工場



恩加島工場